

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	東京都清瀬市教育委員会
指定したモデル地域名	清瀬市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 3 月 31 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
清瀬市	小学校 2 校、中学校 1 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市では平成 25 年 3 月に「清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）」を策定し、全ての学校が特別支援教育の考え方である個を大切にした指導の充実を図ることを推進している。

本推進計画では、学校、教育委員会、関係機関の取組を示している。学校における取組では、校内委員会の充実や特別支援教育コーディネーターの専門性向上、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用・評価による個への指導の充実を図るようにしている。教育委員会の取組では、研究指定校やモデル校を指定し、障害種別に応じた教育課程の在り方や特別支援教室の在り方、通級指導学級の巡回機能に関する研究を進めている。その他、就学支援委員会の機能強化や総合相談支援センター設立による相談・支援体制の一元化、副籍制度の充実や特別支援教育に関する市民への啓発活動を進めている。

そのような中、特別支援学級設置校である本事業対象校の 3 校は、本推進計画の中核的な役割を担い、校長会等での特別支援教育に関する情報発信や特別支援学級における授業の公開等を積極的に行ってきている。また、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の併設校として、障害特性に応じた教育課程の在り方の研究を進めている。その他、関係機関との連携として、東京都立清瀬特別支援学校のセンター的機能を活用し、授業や教室内の環境整備等の充実に向けた指導・助言を受けている。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

清瀬市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）に基づく、全市を挙げた特別支援教育の推進により、交流及び共同学習や副籍等に対する教員の意識や取組に関する知識を高めている。特別支援学級設置校に対しては、教育課程への位置付けを徹底させるとともに、交流及び共同学習や特別支援学級に関する理解・啓発の取組計画について各校の実態に応じて作成を進めさせている。また、副籍制度の充実に向け、全副校長に対して副校長会等を通じて担当指導主事から計画作成や効果的な取組について指導・助言を行った。

【モデル地域内における取組】

交流及び共同学習の充実に向け、タブレット端末等を活用した教材開発などについて教員への指導・助言を行うことを主な活動内容として合理的配慮協力員を配置した。

さらに、各学校の実態に応じて、交流及び共同学習に同行し、児童生徒を中心とした学習や活動の補助を行い、また在籍学級における事前・事後学習で、児童生徒のタブレット端末使用の補助を行った。集団学習や活動に参加することが難しくなった場合の個別対応をすること等もインターンシップ生と連携しながら行った。

活動回数については、配置校の実態に応じて異なるが、おおむね月5回から10回程度活動した。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・ICT機器の活用により、集団学習や活動を行うことが難しい児童生徒にとって場所や時間を問わずに学習の機会を保障することができるようになった。そのため、当該児童生徒にとっては心理的に安定した状況で学習を積み重ねることができ、それが自信にもつながった。結果として、集団の中でも落ち着いて取り組めるようになってきた。
- ・当該児童生徒が集団の中で落ち着いて学習に取り組めるようになったことや、ICT機器の操作方法をきっかけとして交流先の児童生徒との会話が増えた。また、ICT機器を活用した事前学習により、交流先の授業の話合い活動へも主体的に参加できるようになってきた。

【課題】

- ・ICT機器の更なる活用に向けて、各学校で教材開発に取り組んでいる。教材開発に際して作業に時間がかかること、ICT機器やネット環境により制限がかかること、教員のICT機器に関する知識・技能の差によって活用幅が異なることが課題として挙げられる。ICT機器の知識・技能に関わらず使用できる教材の工夫と、教員の力量を高めるための研修及びICT機器に堪能な合理的配慮協力員の確保を進めていく。